**資料５－３**

医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び2号の規定に該当する診療所の基準（案）

 （令和７年　３月　　日　大阪府医療審議会承認）

 １．目的

この基準は、医療法施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号）により有床診療所（病床を有する診療所をいう。）の病床設置等に関する規定の見直しに伴い、規則第1条の14第7項第1号及び2号の規定に該当し、医療法（以下「法」という。）第7条第3項の許可を受けないで療養病床又は一般病床を設けることができる場合の基準その他必要な事項を定めるものである。

 ２．療養病床又は一般病床を設けることができる基準

（１）規則第1条の14第7項第1号関係

法第30 条の7 第2 項第2 号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（ 平成元年法律第64 号）第2条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。） の構築のために必要な診療所とは、次のいずれかの機能を有すること。

（ア）　在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）

（イ）　急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）

（ウ）　患者からの問い合わせに対し、常時対応できる機能

（エ）　他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）

（オ）　当該診療所内において看取りを行う機能

（カ）　全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）

（キ）　病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

（２）規則第1条の14第7項第2号関係

へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、（１）以外の診療所であって次のいずれかに該当すること。

　ただし、本府においては、へき地の医療及び救急医療に該当する診療所はないものとして取り扱うものとする。

（ア）　小児慢性特定疾患（平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号）の治療のための病床を必要とする診療所。

（イ）　分娩を取扱うための病床を必要とする診療所。

（ウ）　医療型短期入所を行うための病床を必要とする診療所。

（３）上記以外の要件

（ア）　患者本位の経営理念が確立し、質の高い医療提供体制が確立されていること。

（イ）　入院患者が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該特例診療所の医師が速やかに診療を行う体制が確保されるとともに、他の病院又は診療所と緊密な連携が確保されていること。

（ウ）　規則第1条の11各項で規定する医療安全及び院内感染対策等が適切に講じられているとともに、法第6条の11第1項第1号に基づき知事又は保健所設置市長が行う助言に対し、適切な措置が講じられていること。

（エ）　十分な医療従事者が確保されていること。

（オ）　（１）又は（２）の要件を欠くに至った場合は医療法施行令第3条の3の届出に係る病床を自主的に廃止すること、及び年次報告を行うことを誓約すること。

３．療養病床又は一般病床を設けることができない場合

（１）　医療計画に記載するまでの５年間において、次の違反等を指摘された法人（その代表者及び管理者を含む。以下（２）、（３）において同じ。）又は個人に該当する場合。

（ア）　知事の重大違反事項通知を受けた者

（イ）　犯罪または医事に関する不正が行われた者

（２）　「規則第1条の14第7項第1号又は第2号に該当する場合における診療所の療養病床又は一般病床の設置に関する指導指針」に定める事前協議の前日までに次の事項を改善していない法人又は個人に該当する場合。

（ア）　法、医師法等の違反事項が指摘された者

（イ）　その他、医療機関として良質かつ適切な医療を行うにあたり著しく適正を欠くと認められる者

（３）　すでに当該二次医療圏域で開設している医療機関で、前年度の療養病床又は一般病床の病床稼動率がおおむね80％未満の医療機関を開設する者に該当する場合。ただし、正当と認められる理由がある場合は、この限りではない。

 ４．その他

（１）　２に該当する場合には、当該二次医療圏域ごとの保健医療協議会の意見聴取を経た後に、大阪府医療審議会（以下「審議会」という。）の議を経て療養病床又は一般病床を設けることができる。

（２）　知事は２又は３に該当するかどうか判断しかねる場合には、審議会で審議し決することとする。

（３）　２（３）（オ）に反して自主的に廃止しない場合には、審議会の議を経て、規則第1条の14第7項に該当しない診療所である旨を通達する。